

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第33号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
別表第2（第2条関係） 1～20 略 21 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された <u>重要有形民俗文化財</u> 、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 22～30 略  31 略 32 略 33 略 34 略	別表第2（第2条関係） 1～20 略 21 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第56条の10第1項の規定により指定された <u>重要民俗資料</u> 、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 22～30 略 31 <u>有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u> 32 略 33 略 34 略 35 略

#### 附 則

この条例は、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2第21号の改正規定は、公布の日から施行する。